

# 人材開発支援助成金（制度導入コース）

## セルフキャリアドック制度

平成29年4月1日改正

従業員に対し職業能力開発の為にキャリアコンサルタントによる支援を定期的に提供する制度を整備し、実施した場合に支給されます。

### <チェック項目>

- ☑ 雇用保険・社会保険に加入している会社  
※社会保険は加入義務がある場合（法人等）
- ☑ 職業能力開発推進者を選任していること
- ☑ 事業内職業能力開発計画を作成していること
- ☑ 過去に企業内人材育成推進助成金・キャリア形成促進助成金（セルフキャリアドック制度）を受給していないこと

### 支給対象になる制度とは・・・

- 全労働者を対象とする制度であること
- 国家資格を有するキャリアコンサルタントと相談させる事
- 一定期間ごとに実施する制度である事(例：毎年12月に実施)
- ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施する事

制度導入・実施で

助成額

47.5 万円 (60) 万円

※(生産性要件達成時)

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性がありますことをご了承ください。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。